

令和8年度尾道市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

尾道市は、中山間地域から丘陵沿岸地域、さらに島しょ部地域と広域的なエリアからなり、気候・風土を活かした地域性豊かな農業が展開されている。

中山間地域の中でも尾道北部地域と御調地域は、水稻を中心に軟弱野菜や落葉果樹が生産されている。しかし、小規模農家が多く、近年の農業従事者の高齢化による労働力不足のため、営農を取りやめる者も増えており、営農継続できる者への農地集積が必要となる。農地集積をして耕作放棄地の増加を防ぐため、集落法人等による組織的な農業経営が展開されている。

今後、労働力不足が進み、主食用米の生産の減少が見込まれる中、水田の機能性を活かし、需要に応じた生産を確保するため、WCS 用稲や加工用米等の非主食用米や大豆の生産を推進していくとともに、尾道市が振興している高収益作物への作付転換を推進していく必要がある。また、農地利用や生産力の増加を促すために、産直市で需要の見込まれる少量多品目の作物生産や実需者との出荷販売の振興を図る必要がある。さらに、耕作放棄地の増加を防ぐため、地域を支える農業者の農地集積を促す必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

集落法人・担い手等による地域振興作物への作付転換を推進し、生産振興を図る。

農業者の高齢化に伴う作付面積の減少により耕作放棄地の増加する中、農地の利用を促すため、産直市で需要が見込まれる少量多品目の作物生産や実需者との出荷販売の振興を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市の農地は、基盤整備されておらず狭小で耕作条件が悪いため畑地化できない水田が多く、担い手等が借り受ける条件を満たさないことが多い。基盤整備された農地については、農地中間管理機構や農業委員会と連携し、不作付地が担い手等に集積されるよう取り組むとともに、集約したまとまりのある農地を担い手に集積できるよう、地域の農業者との調整を検討していく。また、北部の水稻栽培を主としている法人を中心に、水稻、麦、大豆及び飼料作物とのブロックローテーション体系構築に向けて、法人と協議しながら導入について検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

市内の水田について、地域の需要に応じた作物の生産振興を進めるとともに、集落法人・担い手等を中心とした農地集積の更なる加速化や農地中間管理機構等の活用を含め、取組方針に沿った生産の拡大を図る。

(1) 主食用米

栽培講習会による栽培技術の向上、省力・低コスト化の推進、地域に対応した高温耐性品種の導入による売れる米作りを支援し、実需者のニーズに応じた生産の確保を図る。

(2) 備蓄米
取組なし

(3) 非主食用米
ア 飼料用米
取組なし

イ 米粉用米
取組なし

ウ 新市場開拓用米
取組なし

エ WCS 用稲
種子用としての需要があり、既に取り組んでいる農業者を支援するとともに、効率的な生産を促すための農地の大規模化及び集積を図る。

オ 加工用米
酒造原料（かけ米）や加工用米飯（冷凍）の需要に応じた生産を確保するため、効率的な生産を促すための農地の大規模化及び集積を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物
大豆は集落法人を中心に栽培されていたが、近年は作付面積が減少している。豆腐や味噌等の県内需要に対応するため、効率的な大規模生産による栽培面積の拡大を図る。飼料作物はほぼ取組はないが、市場での需要に応えるため、生産を推進する。

(5) そば、なたね
ほぼ取組なし

(6) 地力増進作物
地力増進対象作物としてトウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス等県ビジョンに位置付けた作物に取り組む集落法人や担い手を支援し、作物生産力強化を図る。

(7) 高収益作物
野菜や果樹等の高収益作物は、集落法人や担い手等の経営力向上や特産農産物の産地拡大のための取組を推進する。

- ・ アスパラガスは、高収益作物として集落法人へ推進するとともに、JA アスパラ塾等を活用し、新規栽培者の確保と作付けの拡大を図る。
- ・ ねぎは、市場での需要に応えるため、周年出荷体制を確立し、農業所得の向上と産地化に向けて作付けの拡大を図る。
- ・ わけぎは、丘陵沿岸地域及び島しょ部を中心に栽培されており、更なる作付けを推進し、産地拡大を図る。
- ・ なすは、ほ場整備後の水田転換作物として取り組まれており、引き続き、ほ場整備後の特産物として産地化に取り組み、高品質・安定生産を図る。
- ・ ピーマンは、地域の需要に応じた生産量を確保するため、集落法人への作付けを推進し、産地拡大を図る。
- ・ その他野菜は、小規模農家が直売所へ出荷していることが多く、地域の需要に応

じた生産が図られるよう、栽培面積の拡大を推進する。また、実需者との出荷販売の取組についても推進する。

- ・ いちじくは、丘陵沿岸地域を中心に栽培されており、定年帰農者等への作付誘導により更なる産地化を図る。
- ・ ぶどうは、尾道北部地域を中心に栽培されており、新植を推進して栽培面積の拡大を図る。
- ・ きくは、丘陵隆沿岸地域及び北部で作付けがあるが、いずれも小規模であるため、さらなる拡大を図る。
- ・ レモンは、島しょ部を中心に栽培されているが、近年、丘陵沿岸地域へ拡大しており、更なる作付けを推進し、産地拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	316.6		316.6		316.6	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	0		0		0	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	21.6		25.0		25.0	
加工用米	9.8		32.0		32.0	
麦	0.3		0.3		0.3	
大豆	4.0		5.0		5.0	
飼料作物	0.04		1.2		1.2	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	0.03		0.03		0.03	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0.07		0.4		0.4	
高収益作物	94.9		99.7		99.7	
・野菜	71.7		75.8		75.8	
・花き・花木	2.5		2.9		2.9	
・果樹	20.7		21.0		21.0	
・その他の高収益作物	0		0		0	
その他	0		0		0	
	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆、WCS用稲、加工用米、 飼料作物	戦略作物大規模加算	作付面積、50a以上の経 営者面積割合	（令和7年度）32.0ha 38.9%	（令和8年度）54.0ha 38.5%
2	アスパラガス、なす、ね ぎ、わけぎ、ピーマン、い ちじく、ぶどう	地域振興作物加算	作付面積	（令和7年度）1.41ha	（令和8年度）3.15ha
3	野菜、きく、いちじく、ぶ どう、レモン	産直市出荷・実需者契 約加算	作付面積	（令和7年度）2.3ha	（令和8年度）4.2ha
4	大豆、WCS用稲、加工用米、 飼料作物、野菜、きく、い ちじく、ぶどう、レモン	担い手加算	取組面積	（令和7年度）32.8ha	（令和8年度）51.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 広島県

協議会名: 尾道市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物大規模加算①	1	15,000	大豆、加工用米	作付面積が50a以上
	戦略作物大規模加算②	1	12,000	飼料作物	
	戦略作物大規模加算③	1	19,000	WCS用稲	
2	地域振興作物加算①	1	16,000	アスパラガス、なす、ねぎ、わけぎ、ピーマン、いちじく、ぶどう	作付面積に応じて支援(10a以上)
	地域振興作物加算②	1	8,000		作付面積に応じて支援(5a以上10a未満)
	地域振興作物加算③	1	5,000		拡大面積に応じて支援(5a以上且つ昨年度より1a以上作付拡大)
3	産直市出荷・実需者契約加算	1	5,000	野菜、きく、いちじく、ぶどう、レモン	作付面積に応じて支援(1a以上)、整理番号2と重複不可
4	担い手加算	1	2,000	大豆、WCS用稲、加工用米、飼料作物、野菜、きく、いちじく、ぶどう、レモン	整理番号1、2、3の交付対象者のうち、担い手

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。